

経済安全保障推進法における特定重要技術について

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）

（特定重要技術研究開発基本指針）

第六十条 政府は、基本方針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（以下この章において「特定重要技術研究開発基本指針」という。）を定めるものとする。

（略）

（国の施策）

第六十一条 国は、特定重要技術（将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術（第六十四条第二項第一号及び第二号において「先端的技術」という。）のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この章において同じ。）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

○特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）（抄）

第3節 特定重要技術

（1）特定重要技術の定義

法第61条においては、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術を「先端的技術」として定義している。

「先端的技術」は、「現在」ではなく「将来」の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術であることから、「現在」において既に技術成熟度が具体的製品の開発段階に至っているものは該当せず、その研究開発の成果については、官民の様々な社会実装の担い手が、自らの判断で具体的製品の開発等に应用することが想定される。

なお、半導体やコンピューティングといった既に具体的製品が開発されている分野であっても、それらの性能を劇的に発展させるなど、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的技術として、更に研究開発を進めるべきと捉えられるものについては、先端的技術に含まれ得ると考えられる。

その上で、法第61条において、「特定重要技術」は、「先端的技術」のうち以下のいずれかの類型に該当するものとして定義されている。なお、ある技術が複数の類型に同時に該当することもあり得る。

- 【類型 1】当該技術が外部に不当に利用された場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
- 【類型 2】当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
- 【類型 3】当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

【類型 1】の「当該技術が外部に不当に利用された場合」には、例えば、技術情報が窃取され、その技術が利用されるような場合が該当し、その防止のためには、当該技術の適正な管理が必要となる。

【類型 2】の「当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合」には、例えば、関係行政機関から提供された情報などが窃取され、その情報が利用される場合が該当し、これを防止するためには、研究開発に関する情報の適正な管理や、守秘義務の求めが必要となる。

また、【類型 3】の「当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合」には、例えば、先端的な技術を用いたモノやサービスについて外部に依存することで、何らかの外部からの行為によって、これらの利用に支障が生ずる場合が該当し、これを防止するためには、当該技術について我が国が国際社会における自律性、優位性ひいては不可欠性を確保・維持する必要がある。

(2) 調査研究を実施する技術領域

特定重要技術の対象を見極める上で、デジタル化等による技術開発の加速化や、突如として新たな重要技術が誕生する不連続の技術革新の可能性を踏まえると、あらかじめ具体の技術を個別に指定することは適切ではなく、特定重要技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象として検討を行うことが重要である。

このため、本基本指針第 4 章に記載のとおり、内閣総理大臣は、調査研究実施方針に基づき、特定重要技術調査研究機関も活用しながら、特定重要技術の絞り込みや、その育成・活用方針の検討に資するための調査研究を実施することとなる。

その際、以下の技術領域を参考にしつつ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、柔軟に調査研究を実施するものとする。

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術
- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）
- 先端材料科学

※令和 3・4 年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域